



福岡県医発第125号(地)

平成19年4月20日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療法人制度について

本件については、4月1日施行の医療法改正により医療法人制度の改正が行われたことに伴い、今般、厚生労働省より各都道府県等宛に関係通知が発出され、日本医師会より本会に対しても別紙のとおり協力方依頼がありました。

今回の改正は、医療法人の業務拡大(附帯業務の拡大、指定管理者制度適用の明確化)、社会医療法人制度の創設、残余財産の帰属先制限、医療法人の管理体制(内部管理、事業報告書等の知事への届出・知事による第三者への閲覧)、社会医療法人債、医療法人の資産要件(自己資本比率要件の廃止等)、基金制度の導入等、多岐に渡っており、各医療法人においては、今回の改正に基づき改正法施行日から1年を経過する日までの間に定款・寄付行為を変更する必要があります。具体的には、厚生労働省通知(医政発第0330050号)別添3～8のモデル定款・寄付行為の新旧対照表をご覧ください。

なお、定款変更に関しては、現在、福岡県保健福祉部医療指導課と協議中でありますので、決まり次第お知らせいたします。

また、特別医療法人制度が廃止されますが、経過措置として改正法施行日から5年を経過する日までの間は存続が認められ、社会医療法人へ移行する場合には、経過措置期間中に認定を受けて行う必要があります。ただし現時点では、社会医療法人に関する規定の改正が一部行われてないので、認定申請をすることが出来ない状況にあります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会の会員各位への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、既存医療法人から新制度医療法人への移行にあたりましては、税制上の観点より慎重に検討するようお願いする通知を発出していることを申し添えます(平成19年4月13日付福岡県医発第58号(地))。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



日医発第40号(地 10)
平成19年4月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人

医療法人制度について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療法改正法の施行（本年4月1日）により医療法人制度の改正が行われたことに伴い、今般、厚生労働省より各都道府県等宛に関係通知が発出されるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

今回の改正は、医療法人の業務拡大（附帯業務の拡大、指定管理者制度適用の明確化）、社会医療法人制度の創設、残余財産の帰属先制限、医療法人の管理体制（内部管理、事業報告書等の知事への届出・知事による第三者への閲覧）、社会医療法人債、医療法人の資産要件（自己資本比率要件の廃止等）、基金制度の導入等、多岐に渡っております。

なお、各医療法人においては、今回の改正に基づき改正法施行日から1年を経過する日までの間に定款・寄付行為を変更する必要があります。具体的には、厚生労働省通知（医政発第0330050号）別添3～8のモデル定款・寄付行為の新旧対照表をご覧ください。

また、特別医療法人制度が廃止されますが、経過措置として改正法施行日から5年を経過する日までの間は存続が認められます。社会医療法人へ移行する場合には、経過措置期間中に認定を受けて行う必要があります。ただし現時点では、社会医療法人に関する規定の改正が一部行われてないので、認定申請をすることが出来ない状況にあります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、既存医療法人から新制度医療法人への移行にあたりましては、税制上の観点より慎重に検討するようお願いする通知を発出していることを申し添えます（平成19年4月2日付年税第1号）。

平成19年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が本年1月19日に、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年3月30日にそれぞれ公布され、併せて、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成19年厚生労働省告示第92号。以下「告示」という。）及び厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が同日告示され、施行日から施行されることとなったところである。

これらの施行に当たっては、特に下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の内容

1 医療法人の業務の拡大について

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ただし、医療法人が自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを目的に医療法人を設立することは、病院等の開設を目的として医療法人とすることができるとする法第 39 条の規定の趣旨に違反するので留意されたいこと。

(3) 医療法人の附帯業務として、改正法及び改正告示により、法第 42 条の 2 に規定する社会医療法人については、第 1 種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び軽費老人ホーム（A 型、B 型）を除く。）の実施及び医療法人（社会医療法人を含む。）については、第 2 種社会福祉事業（児童家庭支援センターを除く。）の実施及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置を追加し、施行日より実施することができるものとしたこと。

なお、附帯業務の実施については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

2 社会医療法人制度の創設について

(1) 本制度の創設の趣旨は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものであること。

(2) 法第 42 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1 以上（2 以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で 1 以上）のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

(3) 告示第 1 条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）を参照されたいこと。

(4) なお、法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第 6 号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追って通知する予定であること。

3 残余財産の帰属すべき者について

(1) 法第 44 条第 4 項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 31 条の 2 に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。

(2) 規則第 31 条の 2 第 1 号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立

された法人に限る。)であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。

- (3) 本改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立の認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人（以下「財団医療法人」という。）又は社団である医療法人で持分の定めのないもの（以下「持分の定めのない社団医療法人」という。）に限られること。
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの（いわゆる「出資額限度法人」について（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。）は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後においても経過措置型医療法人とすることができると。

4 医療法人の管理体制の見直しについて

- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。
- (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。
- (3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われないこと。

5 社会医療法人債の発行について

- (1) 法第54条の2から第54条の8までの規定は、救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認め

ることで、当該社会医療法人の財政的基盤の安定化を図るものであること。

- (2) 社会医療法人債は証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当する有価証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。
- (3) 規則第33条第1項第2号の「社会医療法人債発行法人」には、社会医療法人債を発行した後（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）に、法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消された医療法人も含まれるものであること。
- (4) 規則第33条第2項の「別に厚生労働省令で定めるところ」とは、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）をいうものであること。

6 医療法人の資産要件の見直しについて

- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。
- (2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。

ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。

また、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこと。

なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

- (3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないこと。

なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

- (4) 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法人の負債として取り扱って差し支えないこと。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として

認めることは適當ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

7 基金制度の利用について

- (1) 規則第30条の37及び第30条の38の規定は、医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。
- (2) ただし、社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）は当該基金制度を利用することができないため、基金制度を利用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあっては、拠出者に基金を返還（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還）し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。
- (3) なお、基金制度の利用に係る手続等については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

8 書類の保存期間について

- (1) 規則第39条の規定により、都道府県知事が、医療法人の解散した日から5年間保存しなければならない書類から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類を除くこととしたこと。
- (2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があった場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
- (3) なお、閲覧を要する期間を過ぎた書類については、各都道府県の文書管理規程等に従い取り扱われたいこと。

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

- 1 施行日以後に設立の認可の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例を次のとおり定めることとしたこと。

社団医療法人の定款例 別添1

財団医療法人の寄附行為例 別添2

- 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

出資額限度法人モデル定款（平成16年医政発第0813001号）及び

社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号）の一部改正 別添3

財団医療法人寄附行為例（昭和 61 年健政発第 410 号）の一部改正	別添 4
特別医療法人の定款例 - 1 及び 2（平成 10 年健政発第 802 号）の一部改正	別添 5
特別医療法人の寄附行為例 - 1 及び 2（平成 10 年健政発第 802 号）の一部改正	別添 6
特定医療法人の定款例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正	別添 7
特定医療法人の寄附行為例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正	別添 8

第 3 医療法人運営管理指導要綱について

医療法人運営管理指導要綱（平成 2 年健政発第 110 号）の一部改正	別添 9
-------------------------------------	------

第 4 その他関連する通知の改正及び廃止

1 既往通知の改正

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」 （昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知）	別添 1 0
○「医療法人制度の運用について」 （昭和 63 年健政発第 750 号厚生省健康政策局長通知）	別添 1 1
○「特定医療法人制度の改正について」 （平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知）	別添 1 2
○「いわゆる「出資額限度法人」について」 （平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知）	別添 1 3
○「「医療機関債」発行のガイドラインについて」 （平成 16 年医政発第 1025003 号厚生労働省医政局長通知）	別添 1 4

2 既往通知の廃止

○病院会計準則の改正に伴う医療法人における会計処理等に係る留意点について （平成 16 年医政発第 0819002 号厚生労働省医政局長通知）	
--	--

別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第 3 章 社員 第 6 条 本社の社員になろうとする者は、社員総	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

会の承認を得なければならない。 2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第4章 資産及び会計 第9条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。) ・任意に1年間を定めても差し支え
---	---

まり翌年３月３１日に終る。 第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第 5 章 役員 第 17 条 本社に、次の役員を置く。 (1) 理事 〇名以上 〇名以内 うち理事長 1 名 (2) 監事 〇名 第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。 2 理事長は、理事の互選によって定める。 3 本社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	ない。（法第 53 条参照） ・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。 ・ 原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加
---	--

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本団体の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	が、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましい。 ・ 総社員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
--	--

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、
〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国

(2) 地方公共団体

(3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。)

(5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、
〇〇県知事(厚生労働大臣) の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報(及び〇〇新聞) によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 3 項参照。

別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第 3 章 資産及び会計 第 6 条 本財団の資産は次のとおりとする。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 16 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金 ○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。 第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。 第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。） ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
---	--

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理 事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監 事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

議決権を行使できない。 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。 2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。 第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散 (8) 他の医療法人との合併契約の締結 (9) その他重要な事項 2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。 第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。 第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	・ 総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
---	--

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 3 項参照。

別添 3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1 . ____ 部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に定款変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2 . ____ 部分は、改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、当分の間、定款変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3 部分は、改正前のモデル定款に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の定款例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に定款変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕 社団医療法人の定款例	〔改正前〕 出資額限度法人モデル定款 (平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕 社団医療法人モデル定款 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款
第 1 章 名称及び事務所	第 1 章 名称及び事務所	第 1 章 名称及び事務所
第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。
第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業
第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>2 本会社が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> (1) <u>○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> (2) <u>○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> (3) <u>○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> 第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 社員 第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 <u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u> 第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社	第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 社員 第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。 第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 1 除 名 2 死 亡 3 退 社	第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 社員 第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。 第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 1 除 名 2 死 亡 3 退 社
--	---	---

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 <u>(削除)</u> 第4章 資産及び会計 第9条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 <u>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</u> 第4章 資産及び会計 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 <u>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</u> 第4章 資産及び会計 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
--	---	---

第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。 第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。 第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。 第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。
---	---	--

第 5 章 役員 第 17 条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 (2) 監事 ○名 第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。 2. 理事長は、理事の互選によって定める。 3. 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5. 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。 第 19 条 理事長のみが本団を代表する。 2. 理事長は本団の業務を総理する。 3. 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4. 監事は、次の職務を行う。	第 5 章 役員 第 17 条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 常務理事○名 (2) 監事 ○名 2. 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第 18 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2. 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 第 19 条 理事長のみが本団を代表する。 2. 理事長は本団の業務を総理する。 3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4. 理事は、本団の常務を処理する。 5. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。	第 5 章 役員 第 17 条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 常務理事○名 (2) 監事 ○名 2. 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第 18 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2. 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 第 19 条 理事長のみが本団を代表する。 2. 理事長は本団の業務を総理する。 3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4. 理事は、本団の常務を処理する。 5. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。
---	--	--

(1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 5. <u>監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</u> 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第6章 会議 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u> 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第6章 会議 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u> 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第6章 会議 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。
---	--	--

第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。 第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 (第 25 条第 1 項へ) ←	第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。 第 23 条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。 2 その会議を構成する社員又は理事の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 第 24 条 社員総会は、社員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。	第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。 第 23 条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。 2 その会議を構成する社員又は理事の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 第 24 条 社員総会は、社員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結	第 25 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 9 他の医療法人との合併契約の締結	第 25 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 9 他の医療法人との合併契約の締結

(10) その他重要な事項 第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。 第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有	10 その他重要な事項 第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。 第29条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有	10 その他重要な事項 第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。 第29条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有
--	--	--

する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第7章 定款の変更 第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 ○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。 第8章 解散及び合併 第32条 本社は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がそ	する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第7章 定款の変更及び解散 第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 ○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。 第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員	する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第7章 定款の変更及び解散 第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 ○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。 第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員
--	---	---

の清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、<u>〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。</u> 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</u> (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) <u>医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者</u> (4) <u>郡市区医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）</u> (5) <u>財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</u> 第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、<u>〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。</u> <u>（削除）</u>	の中からこれを選任することができる。 第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u> 第 34 条の 2 <u>第 9 条及び前条の規定は第 32 条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。</u>	の中からこれを選任することができる。 第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に応じて分配するものとする。</u>
---	--	---

第9章 雑則 第36条 本社の公告は、<u>官報（及び○○新聞）</u>によって行う。 第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附 則 本設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 理事 同 同 同 同 同 監事 同 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第8章 雑則 第35条 本社の公告は、<u>○○新聞（官報）</u>によって行う。 第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附 則 本設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 常務理事 同 理事 同 同 同 同 監事 同 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第8章 雑則 第35条 本社の公告は、<u>○○新聞（官報）</u>によって行う。 第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附 則 本設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 常務理事 同 理事 同 同 同 同 監事 同 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
--	---	---

別添 4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1 . ____ 部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル寄附行為の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に寄附行為変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2 . ____ 部分は、改正法附則第 1 0 条第 2 項の規定により、当分の間、寄附行為変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3 部分は、改正前のモデル寄附行為に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の寄附行為例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に寄附行為変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例	〔改正前〕財団医療法人モデル寄附行為 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為
第 1 章 名称及び事務所	第 1 章 名称及び事務所
第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。	第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。
第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業
第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。
第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>2 本財団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> (1) <u>○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> (2) <u>○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> (3) <u>○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> 第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 <u>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u> 第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。 (1) 前条第1号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
---	--

第 8 条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第 9 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 10 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。 第 11 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。 第 12 条 本財団の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> 2 <u>本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第 4 章 役員及び評議員 第 14 条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。 (1) 理 事 〇名以上〇名以内 うち理事長 1 名 (2) 監 事 〇名	第 8 条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第 9 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 10 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。 第 11 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。 第 12 条 本財団の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第 4 章 役員 第 14 条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理 事 〇名以上〇名以内 うち理事長 1 名 常務理事 〇名 (2) 監 事 〇名
---	--

(3) 評議員 ○名以上○名以内 第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。 2 理事長は、理事の互選によって定める。 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。 第16条 理事長のみが本財団を代表する。 2 理事長は本財団の業務を総理する。 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 （第15条第1項へ）← （第15条第3項へ）← （第15条第4項へ）← （第16条第3項へ）← 4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は評議員会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会	(3) 評議員 ○名以上○名以内 第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2 理事長のみが本財団を代表する。 3 理事長は本財団の業務を総理する。 4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 理事は、本財団の常務を処理する。 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
---	--

<u>の招集を請求すること。</u> <u>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> <u>5. 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</u> 第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2. 評議員は、役員を兼ねることはできない。 第 18 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第 5 章 会議 第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。 第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。 4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	<u>6. 監事は、この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。</u> 第 17 条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 2. 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。 第 18 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第 5 章 会議 第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。 第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。 4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 5 理事会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
--	--

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

（削除）

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

（第 21 条第 2 項へ）←

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

（第 26 条へ）←

第 21 条 理事長は、毎年 1 回 ○ 月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べるることができる。

3 評議員の 3 分の 1 以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第 22 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 23 条 評議員会は、評議員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 評議員は、評議員会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 (第23条第2項へ)← 第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 (第22条第1項へ)← 第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。 第6章 寄附行為の変更 第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければならない。 第7章 解散及び合併 第29条 本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能	3 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 4 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 5 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 第24条 次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない。 1 寄附行為の変更 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 本財団の解散 8 他の医療法人との合併契約の締結 9 その他重要な事項 第6章 寄附行為の変更 第25条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければならない。 第7章 解散及び合併
---	--

(2) <u>他の医療法人との合併</u> (3) <u>破産手続開始の決定</u> (4) <u>設立認可の取消し</u> 2. <u>前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。</u> 第30条 本財団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</u> 2. <u>清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u> (1) <u>現務の結了</u> (2) <u>債権の取立て及び債務の弁済</u> (3) <u>残余財産の引渡し</u> 第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。</u> (1) <u>国</u> (2) <u>地方公共団体</u> (3) <u>医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者</u> (4) <u>都市医師会又は都道府県医師会（民法第34条の規定により設立された法人に限る。）</u> (5) <u>財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</u> 第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。 第8章 雑則 第33条 本財団の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。	第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、本財団を解散することができる。 第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、<u>理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て処分するものとする。</u> 第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。 第8章 雑則 第30条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。
--	--

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

第31条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

別添 5

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特別医療法人の定款例 - 1 及び 2	〔改正前〕特別医療法人の定款例 - 1 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)	〔改正前〕特別医療法人の定款例 - 2 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業
第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		
第 4 章 役員	第 4 章 役員	第 4 章 役員
第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。
2 本社の開設（指定管理者として管理する場合	2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護	2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護

を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5(略) 6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条(略) 2～4(略) 5 監事は、次の職務を行う。 (1) <u>本社団の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社団の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は社員総会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 第6章 会議	老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5(略) 6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条(略) 2～4(略) 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 第6章 会議	老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5(略) 6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条(略) 2～4(略) 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 第6章 会議
---	--	--

第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u> <u>3 理事会及び評議員会を構成する理事（現在数）又は評議員（現在数）の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の（事業報告及び）決算については、<u>毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> <u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。	第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。	第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 その会議を構成する社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の事業報告及び決算については<u>理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 23 条から第 25 条及び第 28 条の手続きを経て、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。
---	--	--

附 則	附 則	附 則
本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 及 び 評 議 員 は、 次 の と お り と す る。	本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 は、 次 の と お り と す る。	本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 は、 次 の と お り と す る。
理 事 長 ○ ○ ○ ○	理 事 長 ○ ○ ○ ○	理 事 長 ○ ○ ○ ○
常 務 理 事 ○ ○ ○ ○	常 務 理 事 ○ ○ ○ ○	常 務 理 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
理 事 ○ ○ ○ ○	理 事 ○ ○ ○ ○	理 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○	監 事 ○ ○ ○ ○	監 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
評 議 員 ○ ○ ○ ○	評 議 員 ○ ○ ○ ○	評 議 員 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○	同 ○ ○ ○ ○

別添 6

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 8 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特別医療法人の寄附行為例 - 1 及び 2	〔改正前〕特別医療法人の寄附行為例 - 1 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)	〔改正前〕特別医療法人の寄附行為例 - 2 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人○○会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 2 本財団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合	医療法人○○会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護	医療法人○○会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護

を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6(略) 7 監事は、次の職務を行う。 (1) <u>本財団の業務を監査すること。</u> (2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は評議員会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u> (6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。(本条に、各会議の定員数を定めてもよい。) 2 理事会を構成する理事(現在数)の3分の1以	老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6(略) 7 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 <u>その会議を構成する理事又は評議員の3分の1</u>	老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6(略) 7 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。本条に、各会議の定員数を定めてもよい。 2 <u>その会議を構成する理事現在数又は評議員現在</u>
--	---	--

上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>理事会</u>を招集しなければならない。 <u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u> <u>4 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の(事業報告及び)決算については、<u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</u> <u>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を。○県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>官報(及び。○新聞)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員<u>及び評議員</u>は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○	以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>その会議</u>を招集しなければならない。 <u>3 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを。○県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>。○新聞(官報)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○	<u>数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>その会議</u>を招集しなければならない。</u> <u>3 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の事業報告及び決算については、<u>理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第19条及び第22条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを。○県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>。○新聞(官報)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○
--	--	--

常務理事	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○	理 事	○	○	○	○	理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○	監 事	○	○	○	○	監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○	評 議 員	○	○	○	○	評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○
同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○

別添 7

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特定医療法人の定款例	〔改正前〕特定医療法人の定款例 (平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知)
医療法人〇〇会定款 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> <u>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> <u>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 第 4 章 役員 第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2 本社の開設（<u>指定管理者として管理する場合を含む。</u>）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りで	医療法人〇〇会定款 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 4 章 役員 第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

ない。 3～4（略） 第13条（略） 2～4（略） 5 監事は、次の職務を行う。 <u>(1) 本社の業務を監査すること。</u> <u>(2) 本社の財産の状況を監査すること。</u> <u>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> <u>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。</u> <u>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> <u>(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 6 監事は、この法人の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第6章 会議 第21条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u> <u>3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u>	3～4（略） 第13条（略） 2～4（略） 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務</u>を行う。 6 監事は、この法人の理事又は<u>他の職務</u>を兼任することができない。 第6章 会議 第21条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u>
---	--

第 7 章 資産及び会計 第 37 条 本社の決算については、<u>毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> 2 <u>本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 10 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。	第 7 章 資産及び会計 第 37 条 本社の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 10 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。
---	--

別添 8

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特定医療法人の寄附行為例	〔改正前〕特定医療法人の寄附行為例 (平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知)
医療法人〇〇会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 3 章 役員 第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りで	医療法人〇〇会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 3 章 役員 第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

ない。 3～5（略） 6 監事は、次の職務を行う。 (1) <u>本財団の業務を監査すること。</u> (2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u> (6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 7 監事は、この法人の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第5章 会議 第16条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u> 3 <u>理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u> 4（略） 第6章 資産及び会計 第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、	3～5（略） 6 監事は、<u>民法第59条に規定する職務</u>を行う。 7 監事は、この法人の理事又は<u>他の職務</u>を兼任することができない。 第5章 会議 第16条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 <u>その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> 3（略） 第6章 資産及び会計 第31条 本財団の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会</u>
--	--

<u>財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> <u>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 38 条 本財団の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。	<u>の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 38 条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。
---	--

別添 9

改 正 後			現 行		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
組織運営 1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。	・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知	組織運営 1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。	・モデル定款・寄附行為とは、昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号健康政策局長通知(以下、「61 年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。
	2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・医療法第 50 条 (注)定款又は寄附行為の変更に 関し、届出で良いとされる事項に ついて、届出をしない場合又は 虚偽の届出をした場合は、20 万 円以下の過料に処せられるこ と。(医療法第 76 条第 1 号の 2)		2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	
2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	・役員名簿の記載事項は次のとおり 役職名 氏 名 生年月日(年齢) 性 別 住 所 職 業 現就任年月日・任期	2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	・役員名簿の記載事項は次のとおり 役職名 氏 名 生年月日(年齢) 性 別 住 所 職 業 現就任年月日・任期
	2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。	・医療法施行令第 5 条の 13 ・添付書類 就任承諾書 履歴書		2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。	・医療法施行令第 5 条の 8 ・添付書類 就任承諾書 履歴書
	3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。	・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第 46 条の 2 第 1 項		3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。	・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第 46 条の 2 第 1 項 ・61 年局長通知

	また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。 4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員の欠員が生じていないこと。 6 <u>社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</u> 1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。 3 役員の任期は<u>2年以内とすること。</u>なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がいないこと。 1 <u>自然人であること。</u>	・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。 ・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。 ・医療法第42条の2第1項第1号 ・医療法施行規則第30条の35 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである。 社員総会議事録又は評議員会議事録 就任承諾書 履歴書 ・医療法第46条の2第3項			
(2) 選任・任期			(2) 選任・任期	また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。 4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員の欠員が生じていないこと。 1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。 3 役員の任期が<u>明確になっていること。</u>なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がいないこと。	・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。 ・医療法第49条においては、理事のうち<u>その5分の1を超えるもの</u>が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに<u>補充が行われるのが</u>望ましいこと。 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである。 社員総会議事録又は評議員会議事録 就任承諾書 履歴書 ・モデル定款・寄附行為では、<u>役員の任期は2年とされている。</u>
(3) 適格性			(3) 適格性		

	<u>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</u>	・医療法第 46 条の 2 第 2 項 ・欠格事由 - 成年被後見人又は被保佐人 - 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 - に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。		<u>1 欠格事由に該当していないこと。</u>	・医療法第 46 条の 2 第 2 項 ・欠格事由 - 成年被後見人又は被保佐人 - 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 - に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
(4) 代表者 (理事長)	1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第 46 条の 4 第 1 項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第 46 条の 4 第 2 項 ・医療法第 46 条の 3 第 1 項 ・医療法第 46 条の 3 第 1 項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 - 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大	(4) 代表者 (理事長)	1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第 46 条の 3 第 3 項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第 46 条の 3 第 4 項 ・医療法第 46 条の 3 第 1 項 ・医療法第 46 条の 3 第 1 項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 - 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大

	5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む）の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は社会医療法人（平成 24 年 3 月 31 日まで特別医療法人を含む。） ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 ・医療法第 47 条第 1 項 ・医療法第 47 条第 1 項 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主	(5) 理事 5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	(5) 理事 5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は特別医療法人 ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 ・医療法第 47 条第 1 項 ・医療法第 47 条第 1 項 ・61 年局長通知 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主
--	--	---	--	--	--

(6) 監事	3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。 3 監査報告書が作成され、<u>会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</u> 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が<u>選任されていること。</u>	たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。 ・医療法第 48 条 ・<u>医療法第 46 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 2 号</u> ・<u>医療法第 46 条の 4 第 3 項第 3 号</u> ・特に負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。 ・医療法第 49 条第 2 項	(6) 監事	3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2 <u>理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</u> 3 <u>監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</u> 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を<u>選任すること。</u>	たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。 ・医療法第 48 条 ・特に負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
3 評議員 (財団たる医	1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議	・医療法第 49 条第 2 項	(7) 評議員 (財団たる		

療法人)	員をもって組織すること（医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上） 3 次に掲げる者から選任されていること。 — 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 — 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 — 医療を受ける者 — から までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者 4 当該法人の役員を兼任していないこと。 5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。	・必ず選任する必要があること。 ・任期を定めることが望ましいこと。 ・医療法第49条の4第1項 ・医療法第49条の4第2項 ・医療法第42条の2第1項第3号	医療法人)		
4 社員 （社団たる医療法人） (1) 現員	1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	・社員名簿の記載事項は次のとおり 氏名 生年月日（年齢） 性別 住所 職業 入社年月日（退社年月日）	3 社員 （社団たる医療法人） (1) 現員	1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	・社員名簿の記載事項は次のとおり 氏名 生年月日（年齢） 性別 住所 職業 入社年月日（退社年月日）

		<u>出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</u>			<u>出資額</u> — <u>持分の定めがある医療法人の場合は持分割合</u>
		・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・<u>出資持分の定めがある医療法人の場合、</u>相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・<u>医療法第 42 条の 2 第 1 項第 2 号</u>			・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。
(2) 入社・退社	2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。 3 <u>社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の 3 分の 1 を超えていないこと。</u> 1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。 2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。 3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 4 <u>出資持分の定めがある医療法人の場合、</u>社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。		(2) 入社・退社	2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。 1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。 2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。 3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。	
(3) 議決権	1 <u>社員の議決権は各 1 個であること。</u>	・<u>医療法第 48 条の 4</u> ・<u>出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。</u>			
5 会議			4 会議		
(1) 開催状況	1 開催手続きが、定款又は寄附	・招集権者である理事長が会議を招	(1) 開催状況	1 開催手続きが、定款又は寄附	・招集権者である理事長が会議を招

(2) 審議状況	行為の定めに従って行われていること。 2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。	集していること。 ・<u>社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。</u> ・<u>臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければならない。</u> ・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。 ・社員総会の議決事項 定款の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定	(2) 審議状況	行為の定めに従って行われていること。 2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。	集していること。 ・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。 ・社員総会の議決事項 定款の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定
----------	---	---	----------	---	--

(3) 記録	3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。 4 議決には、<u>議長及び</u>その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。 5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。 1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。	剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 社員の入社及び除名 本社団の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 寄附行為の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定 剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 本財団の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 （社団たる医療法人の場合に準用する。） ・議事録記載事項は次のとおり 開催年月日及び開催時刻 開催場所	(3) 記録	3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。 4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。 5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。 1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。	剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 社員の入社及び除名 本社団の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 寄附行為の変更 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 収支予算及び決算の決定 剰余金又は損失金の処理 借入金額の最高限度の決定 本財団の解散 他の医療法人との合併契約の締結 その他重要な事項 （社団たる医療法人の場合に準用する。） ・議事録記載事項は次のとおり 開催年月日及び開催時刻 開催場所
--------	---	---	--------	--	---

		出席者氏名（定数） 議案 議案に関する発言内容 議案に関する表決結果 議事録署名人の署名、署名年月日			出席者氏名（定数） 議案 議案に関する発言内容 議案に関する表決結果 議事録署名人の署名、署名年月日
業務 1 業務一般	1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。 2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。 <u>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</u> <u>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</u>	・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。	業務 1 業務一般	1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。 2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。	・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな	2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。

- 医療関係者の養成又は再教育
- 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置
- 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置
- ～ までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第 7 号に掲げる事業の実施(平成 10 年 2 月厚生省告示第 15 号参照)
- ・「から までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。
- 薬局
- 施術所
- 衛生検査所
- 訪問看護ステーション

- 介護福祉士養成施設
- ケアハウス
- ホームヘルパー養成研修事業
- 難病患者等居宅生活支援事業
(ホームヘルプ、短期入所事業)
- 乳幼児健康支援一時預かり事業
- 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの
- ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
- イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

					<u>ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による家用有償旅客運送等</u> <u>― 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち平成18年3月31日医政発第0331001号局長通知別添2において「保健衛生に関する業務」とされているもの</u> <u>― 助産所</u> <u>― 歯科技工所</u> <u>― 福祉用具専門相談指定講習</u> <u>― 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による児童福祉法上の保育所として認可を受けた施設で認定こども園を営営する事業</u>
管理				管理	
1 人事管理				1 人事管理	
(1) 任免関係	1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。			(1) 任免関係	1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。
(2) 労務関係	1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行			(2) 労務関係	1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行

2 資産管理	われていること。 3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。 1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。 3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。 4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。 5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。	・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 ・モデル定款・寄附行為 ・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、<u>長期間</u>であることが望ましいこと。 また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。	2 資産管理	われていること。 3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。 1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。 3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。 4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。 5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。	・<u>61 年局長通知</u> ・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 ・モデル定款・寄附行為 ・<u>61 年局長通知</u> ・賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、<u>10 年以上</u>であることが望ましいこと。 また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。
--------	---	--	--------	---	---

3 会計管理 (1) 予算 (2) 会計処理	8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。 1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。 2 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。	・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・土地、建物の賃貸借、売買の場合 ・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合	3 会計管理 (1) 予算 (2) 会計処理	8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率 20%以上を常時確保していること。ただし、医療法人の設立又は合併後、概ね 1 年を経過した後において、当該医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有している場合はこの限りでないこと。 1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。 2 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。 1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。 診療所のみを開設する医療法	・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・医療法施行規則第 30 条の 34 資本 ・自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{資産}} \times 100$ ・左記ただし書に該当する場合であっても、自己資本比率を充足していることが望ましいこと。 ・平成 16 年 8 月 19 日医政発第 0819001 号厚生労働省医政局長通知及び平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知
--	--	---	--	--	--

	1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。 2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。 3 <u>剰余金を配当してはならないこと。</u>	・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、<u>20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</u>	人にあっては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにおいては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。 2 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。 3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	
(3) 債権債務の状況	1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。 2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 3 借入金は全て証書で行われていること。 4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。	・モデル定款・寄附行為 ・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、<u>直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。</u> (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、<u>20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 7 号)</u>	(3) 債権債務の状況 1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。 2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 3 借入金は全て証書で行われていること。 4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。	・モデル定款・寄附行為 ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率については <u>の 2 の 8 を参照</u>
(4) 会計帳簿等の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。		(4) 会計帳簿等の整備状況 1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。	

(5) 決算及び 財務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。 2 決算と予算との間で、大幅に くい違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 3 <u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</u> 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。 6 <u>事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</u> 7 決算の届出が毎会計年度終了後<u>3月</u>以内になされていること。	・医療法第 51 条第 1 項 ・医療法第 51 条第 2 項 ・医療法第 51 条の 2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 2 号) ・医療法第 52 条第 1 項 (注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 1 号の 2)	(5) 決算及び 財務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。 2 決算と予算との間で、大幅に くい違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。 6 決算の届出が毎会計年度終了後<u>2月</u>以内になされていること。 7 <u>特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。</u>	・医療法第 51 条第 1 項
------------------	---	--	------------------	--	------------------------

(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されいるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。		(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されいるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。	
4 登記	1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 2 理事長のみの登記がなされていること。 3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。	・医療法第 43 条 ・組合等登記令 ・登記事項 - 目的及び業務 - 名称 - 事務所 - 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 - 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 - 資産の総額 <u>(注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 1 号)</u> ・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・登記期間 - 主たる事務所 (2 週間以内) - 従たる事務所 (3 週間以内)	4 登記	1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 2 理事長のみの登記がなされていること。 3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。	・医療法第 43 条 ・組合等登記令 ・登記事項 - 目的及び業務 - 名称 - 事務所 - 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 - 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 - 資産の総額 ・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・資産の総額は毎会計年度終了後、<u>変更の登記が必要であること。</u> <u>(注) 変更の登記をしない場合は 20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条)</u> ・登記期間 - 主たる事務所 (2 週間以内) - 従たる事務所 (3 週間以内)

5 公告 — その他 1 必要な手続の督促	4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。 1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。	資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・医療法施行令第5条の12 ・モデル定款・寄附行為 （注）公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。（医療法第76条第8号） ・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。 — 法令等の違反に対する措置（医療法第64条第1項及び第2項） — 聴聞手続（行政手続法第13条、第15条、第24条） — 設立認可の取消（医療法第65条）	5 公告	4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。	資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・医療法施行令第5条の7 ・モデル定款・寄附行為
--	---	--	-------------	---	--

別添 10 (「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年健政発第 410 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
第一 医療法人制度に関する事項 (削る)	第一 医療法人制度に関する事項 1 医療法人の資産要件 (1) <u>医療法人の資産要件として、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の二〇〇分の二〇以上の自己資本が必要であるが、「厚生労働大臣の定める基準」に適合する場合は当該規定を適用しないものであること。</u> (2) <u>医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。)第 30 条の 34 第 1 項ただし書に規定された「厚生労働大臣の定める基準」は、次のとおりであること。</u> <u>医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有していること。ただし、当該医療法人の設立又は合併後、概ね一年を経過するまでの間はこの限りではない。</u> <u>なお、土地又は建物の所有については、病院及び介護老人保健施設の用に供される土地又は建物の大部分を所有する場合には、残りの一部分を賃借する場合であっても認められること。</u> (3) <u>定款又は寄附行為の変更認可申請に当たり、資産要件に適合していることを証する書類の添付が必要とされるのは、新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限られるものであること。</u> (4) <u>医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年厚生省令第 36 号)附則第 2 項が適用される医療法人については、当分の間、規則第 30 条の 34 の規定は適用しないものとされたこと。</u> <u>ただし、当該法人が新たに病院若しくは介護老人保健施設を開設することに伴い定款若しくは寄附行為の変更の認可を受ける場合又は合併後に存続する医療法人として当該合併についての認可を受ける場合においては、同条の規定が適用されること。</u> (5) <u>規則第 30 条の 34 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける医療法人及び前項の経過措置の適用を受ける医療法人についても、規則第 30 条の 34 第 1 項本文に規定する自己資本比率の充足に努めることが望ましいこと。</u> (6) <u>医療法人の資産が「厚生労働大臣の定める基準」に該当しない場合で、土地が資産として計上され、帳簿価格では自己資本が充足されない医療法</u>

2 (略) 3 医療法人の設立に係る手続等 医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。 (1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について 医療法人の定款例及び寄附行為例を別添 4 のとおり定めることとしたこと。 (2) 設立認可申請の提出書類について 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。 既に法第 7 条の規定に基づき許可を受け、又は法第 8 条の規定に基づ	<u>人にあっては、不動産鑑定評価書による時価評価額、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額又は地価公示価額により当該土地が適正に評価され、それによって自己資本を充足できる場合は、これらの価額を証する書類を規則第 31 条第 5 号の 2 に規定する書類としても差し支えないこと。</u> <u>(7) 現に医療法人が開設する病院の建物を転用して当該医療法人が介護老人保健施設を開設しようとする場合の定款変更認可の申請は、規則第 32 条第 3 項に準じて取り扱って差し支えないこと。</u> <u>(8) 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えないこと。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。</u> <u>なお、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 54 条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。</u> <u>(9) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいこと。</u> 2 (略) 3 医療法人の設立に係る手続等 医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。 (1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について 医療法人の定款例及び寄附行為例を別添 4 のとおり定めることとしたこと。 <u>なお、このことに伴い、「医療法の一部を改正する法律の施行について」(昭和 25 年 8 月 9 日厚生省医発第 521 号厚生省医務局長通知)の一の 2(1)並びに別添の定款例及び寄附行為例は削除するものとする。</u> (2) 設立認可申請の提出書類について 規則第 31 条第 4 号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。 既に法第 7 条の規定に基づき許可を受け、又は法第 8 条の規定に基づ
--	--

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第 31 条第 5 号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとする。

(削る)

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1) ~ (2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

特定医療法人又は社会医療法人(平成 24 年 3 月 31 日まで特別医療法人を含む。)

~ (略)

(4) ~ (5) (略)

6 (略)

(削る)

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、その旨を記載した書類を提出することにより、規則第 31 条第 6 号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類の提出を省略することができるものとする。

(3) 理事長に係る設立認可の審査について

新設される医療法人の理事長に就任することを予定している者が、既に別の医療法人の理事長である場合には、当該既存医療法人の組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を十分に調査するものとする。

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1) ~ (2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

特定医療法人又は特別医療法人

~ (略)

(4) ~ (5) (略)

6 (略)

7 決算の届出

(1) 規則第 33 条に規定する決算の届出に係る書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、それぞれ原則として「病院会計準則」(昭和 58 年 8 月 22 日付医発第 824 号厚生省医務局長通知)又は「介護老人保健施設会計・経理準則」(平成 12 年 3 月 31 日付老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づき作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。

(2) 診療所のみを開設する医療法人にあっては、「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあっては、原則として「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。

(3) 「病院会計準則」によりがたい場合にあっては、法人税の確定申告の際税務署に提出する添付書類である貸借対照表及び損益計算書の写しを提出することをもって足りるものとする。

8～9（略） 10 医療法人の役員の変更の届出 <u>医療法施行令第5条の13</u>の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。 第二 都道府県医療審議会に関する事項 1～2 （略）	8～9（略） 10 医療法人の役員の変更の届出 <u>医療法施行令第5条の8</u>の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。 第二 都道府県医療審議会に関する事項 1～2 （略）
--	---

別添 1 1 (「医療法人制度の運用について」(昭和 63 年健政発第 750 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
(削る) 2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。 (1) 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図られたいこと。 (2) 規則第 31 条第 5 号については通知第一の 3 の(2)の により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略) 3 (略)	1 一人医師医療法人の資産要件について <u>(1) 医療法人の資産要件として、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下、「規則」という。)第 30 条の 34 により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないので留意されたいこと。</u> <u>(2) 新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいが、法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合には適用がないこと。</u> <u>(3) 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立の認可に当たって、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。</u> <u>ただし、診療所経営の継続性の観点からも医業未収金等は出資又は寄付することが望ましいこと。</u> <u>(4) 医療法人の土地、建物等については、通知第一の 1 の(5)及び昭和 61 年 12 月 22 日指第 44 号指導課長回答により取扱うこととされているので、今後とも十分留意されたいこと。</u> 2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。 (1) 規則第 31 条第 4 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図られたいこと。 (2) 規則第 31 条第 6 号については通知第一の 3 の(2)の により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略) 3 (略)

(別添 1 2)

○特定医療法人制度の改正について(平成15年10月9日付け医政発第1009008号)

新	旧
第1 (略) 1 (略) (中略) 2 (略) (中略) (7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 <u>特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。</u> 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合 <u>特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。</u> <u>その他、及び</u>に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合 <u>医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</u>	第1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 (中略) 2 手続等 (中略) (7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 <u>従前より、特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、医療関係法令等に違反する事実が発生したことが認められた場合の報告が都道府県知事からなされているところであるが、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、引き続き、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。</u> 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合 <u>その他、及び</u>に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合 <u>医療法第30条の7の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</u>

(削除)

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正(医療法施行規則(平成19年厚生労働省令第39号)により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること)を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)

租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)

特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)

出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について(平成17年4月27日文書回答)

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

第2 移行に係る税制

社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、特定医療法人に移行した場合については、その変更につき、法人税、所得税及び贈与税の課税はなされない取扱いについて変更はないこと。

第3 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)

租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)

特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)

第4 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

別添 1 3 (「いわゆる「出資額限度法人」について」(平成 16 年医政発第 0813001 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。 「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するものであること。 第二～第三 (略) 第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 (略) 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 39 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。 (以下略)	第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。 「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するものであること。 第二～第三 (略) 第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 (略) 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 36 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。 (以下略)

別添 1 4 (「医療機関債」発行のガイドラインについて)(平成 16 年医政発第 1025003 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
第一 (略) 第二 遵守すべき事項等 1 医療機関債を発行できる医療法人 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第百九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法其他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。 (略) 2 (略) 3 医療法人の内部手続 (略) 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。 4 発行要項の策定等による情報開示 (略) 医療法人は、発行時点において、前記 の発行要項の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとする。 5 発行条件等 (1) 利率等 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。 なお、医療法人の役員及び当該役員の同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年	第一 (略) 第二 遵守すべき事項等 1 医療機関債を発行できる医療法人 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第百九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法(自己資本比率に係る規定を含む。)其他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。 (略) 2 (略) 3 医療法人の内部手続 (略) 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定(自己資本比率)を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。 4 発行要項の策定等による情報開示 (略) 医療法人は、発行時点において、前記 の発行要項の他、法定の財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書、事業報告書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとする。 5 発行条件等 (1) 利率等 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。 なお、医療法人の役員及び当該役員の同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措

厚生労働省令第39号による改正前の規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

（略）

(2)～(4)（略）

6 債券購入者等との関係

(1)～(2)（略）

(3) 決算期ごとの情報の開示

医療法第五十一条の二の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

（略）

(4)（略）

7 （略）

附 則

（略）

置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

（略）

(2)～(4)（略）

6 債券購入者等との関係

(1)～(2)（略）

(3) 決算期ごとの情報の開示

医療法第五十二条第二項においては、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の閲覧を求めることができることとされており、医療法人は、同項の債権者としての医療機関債の購入者の閲覧の求めに応じなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書や事業報告書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

（略）

(4)（略）

7 （略）

附 則

（略）

医政発第0330051号

平成19年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の基金について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記について下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 基金制度の趣旨

- (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条に規定する旧特別医療法人並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の を除く。）及び6の において社団である医療法人の成立前にあつては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。
- (2) この通知による基金を採用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拋出型）の定款例	備 考
第 2 章 目的及び事業 第 3 章 基金 第○条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 第○条 本社は、基金の拋出者に対して、本社団と基金の拋出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。 第○条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資本剰余金 (3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。 6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して	・ 特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拋出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拋出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。 ・ 取り崩すことができない科目をすべて掲げること。

返還することを請求することができる。 第○条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第○条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。 第4章 社員 附 則 1 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略) 2 <u>本社团は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社团の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。</u>	・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。
---	--------------------------------------

第2 基金の手続

1 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め（規則第30条の37）

社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができること。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならないこと。

基金の拠出者の権利に関する規定

基金の返還の手続

2 募集事項の決定

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めなければならないこと。

募集に係る基金の総額

金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

基金の拠出に係る金銭の払込み又は の財産の給付の期日又はその期間

(2) 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならないこと。

3 基金の申込み

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこと。

社団医療法人の名称

募集事項

金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

基金の拠出者の権利に関する規定

基金の返還の手続

定款に定められた事項（ から までに掲げる事項を除く。）であって、当該社団医療法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。

設立に係る都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、厚生労働大臣）の認可の年月日

法第44条第2項第1号、第4号、第7号及び第10号に掲げる事項

設立時社員の氏名又は名称及び住所

会計年度

(1)の から までに掲げる事項

定款に定められた事項（ から までに掲げる事項を除く。）であって、当該設立時社員に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(3) 基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を社団医療法人に交付しなければならないこと。

申込みをする者の氏名又は名称及び住所

引き受けようとする基金の額

(4) 社団医療法人は、(1)及び(2)に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を(3)の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならないこと。

(5) 社団医療法人が申込者に対してする通知又は催告は、(3)の の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社団医療法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りること。

(6) (5)の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなすこと。

4 基金の割当て

(1) 社団医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならないこと。この場合において、社団医療法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、3の(3)の の額よりも減額することができること。

(2) 社団医療法人は、2の(1)の の期日（2の(1)の の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならないこと。

5 基金の申込み及び割当てに関する特則

3及び4は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しないこと。

6 基金の引受け

次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引受人となること。

申込者 社団医療法人の割り当てた基金の額

5の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

7 金銭以外の財産の抛出

- (1) 2の(1)の の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拋出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる場合には、当該事項については適用しないこと。

2の(1)の の財産（以下「現物拋出財産」という。）のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた2の(1)の の価額が当該有価証券の市場価格として、次に定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物拋出財産の価額

ア 2の(1)の の価額を定めた日（以下イまでにおいて「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

イ 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第27条の2第6項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下イにおいて同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

現物拋出財産が社団医療法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた2の(1)の の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物拋出財産の価額

現物拋出財産について定められた2の(1)の の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物拋出財産の価額

- (2) 次に掲げる者は、(1)の証明をすることができないこと。

理事、監事又は使用人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

基金の引受人

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が 又は に掲げる者のいずれかに該当するもの

8 基金の拋出の履行

- (1) 基金の引受人（現物拋出財産を給付する者を除く。）は、2の(1)の の期日又は期間内に、社団医療法人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員）が定めた次に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払

込金額の全額を払い込まなければならないこと。

銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会

信用金庫又は信用金庫連合会

労働金庫又は労働金庫連合会

農林中央金庫

(2) 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。）は、2の(1)の の期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。ただし、社団医療法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、社団医療法人の成立後にすることを妨げないこと。

(3) 基金の引受人は、(1)による払込み又は(2)による給付（以下「拠出の履行」という。）をする債務と社団医療法人に対する債権とを相殺することができないこと。

(4) 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失うこと。

9 基金の拠出者となる時期

(1) 基金の引受人は、次に掲げる場合には、当該定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となること。

2の(1)の の期日を定めた場合 当該期日

2の(1)の の期間を定めた場合 拠出の履行をした日

(2) (1)にかかわらず、社団医療法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、社団医療法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となること。

10 基金の返還（規則第30条の38）

(1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないこと。

(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金

額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。

基金（１３の代替基金を含む。）の総額

資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

資本剰余金の価額

- (3) (2)に違反して社団医療法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。(4)及び(5)において同じ。）は、当該社団医療法人に対し、連帯して、(2)に違反して返還された額を弁済する責任を負うこと。
- (4) (3)にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わないこと。
- (5) (3)の業務執行者の責任は、免除することができないこと。ただし、(2)の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでないこと。
- (6) (2)に違反して基金の返還がされた場合においては、社団医療法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該社団医療法人に対して返還することを請求することができること。

1 1 基金の返還に係る債権の取得の禁止

- (1) 社団医療法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができること。

合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

社団医療法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

無償で取得する場合

- (2) 社団医療法人が(1)の 又は に掲げる場合に(1)の債権を取得したときは、当該債権は消滅しないこと。この場合においては、社団医療法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならないこと。

1 2 基金利息の禁止（規則第３０条の３７）

基金の返還に係る債権には、利息を付することができないこと。

1 3 代替基金（規則第３０条の３８）

- (1) 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として

計上しなければならないこと。

(2) (1)の代替基金は、取り崩すことができないこと。

(3) 吸収合併存続社団医療法人（吸収合併後存続する社団医療法人をいう。以下(3)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる合計額とすること。

吸収合併の直前の吸収合併存続社団医療法人の代替基金の額

吸収合併の直前の吸収合併消滅社団医療法人（吸収合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の範囲内で、吸収合併存続社団医療法人が定めた額

(4) 新設合併設立社団医療法人（新設合併により設立する社団医療法人をいう。以下(4)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併直前の各新設合併消滅社団医療法人（新設合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅社団医療法人が定めた額とすること。

1 4 破産手続に関する債権の取扱い

社団医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となること。

第3 貸借対照表の区分表示

(1) 基金（規則第30条の37及び第30条の38並びにこの通知により定める基金をいう。以下同じ。）の総額及び代替基金（第2の13により計上された金額をいう。）は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならないこと。

(2) 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができないこと。

第4 その他

1 社団医療法人の定款例

社団医療法人が基金を採用する場合の定款例を別添のとおり定めることとしたので参照されたいこと。

2 税務当局への届出

基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたときは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事（地方厚生局長）の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

医政発第0330053号

平成19年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（（ウ）を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を经营する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を经营する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第4号（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を经营する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を经营する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を经营する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・ 児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
 - ・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (ウ) 第 3 号 (母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 関係)
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業
- (エ) 第 4 号 (老人福祉法関係)
- ・ 老人福祉センターを経営する事業
- (オ) 第 5 号 (身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 関係)
- ・ 身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
 - ・ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
 - ・ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (カ) 第 6 号 (知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 関係)
- ・ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- (キ) 第 8 号
- ・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- (ク) 第 11 号
- ・ 隣保事業 (隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- (ケ) 第 12 号
- ・ 福祉サービス利用援助事業 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス (社会福祉法第 2 条第 2 項各号及び第 3 項第 1 号から第 11 号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。) の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- (コ) 第 13 号
- ・ 社会福祉法第 2 条第 2 項各号及び第 3 項第 1 号から第 12 号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人(1)の に掲げる事業(ウ)を除く。)は社会医療法人に限る。)が行う場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあたっては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別記)

- 老人訪問看護事業を行う医療法人について
(平成4年3月31日指第29号)
- 医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム(ケアハウス)の設置及び運営について
(平成6年2月7日指第9号)
- 訪問看護事業を行う医療法人について
(平成6年9月9日指第62号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年6月23日指第46号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年7月15日事務連絡)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成16年3月31日医政発第0331007号)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成17年3月30日医政発第0330002号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年3月31日医政発第0331001号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年9月29日医政発第0929008号)

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- ・ 附置される診療所については、
診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。

診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。

既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあっては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

薬局

施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）

衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）

介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）

ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）

難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）

乳幼児健康支援一時預かり事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）

介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移

送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第 43 条第 1 項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第 78 条第 3 号又は第 79 条の規定による自家用有償旅客運送等

介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

助産所（改正法第 2 条に規定するもの。）

歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

第 7 号 社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 93 号及び本通知の別添を参照すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第 1 に包括されること。

第 8 号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

- 1．役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
- 2．第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
- 3．定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

(別添)

○ 社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明……「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明……「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更正施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		知的障害児施設			●	告示	1. 各施設ごとに児童福祉法上の指定を受けること。 2. 定数等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		知的障害児通園施設			●	告示	
		盲ろうあ児施設			●	告示	
		肢体不自由児施設			●	告示	
		重症心身障害児施設			●	告示	
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者自立支援法	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を終了した事業
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	児童福祉法	児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター					
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限り。
		母子福祉施設			○	告示	

第二種社会福祉事業	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	3.それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 4.事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） 5.定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示	
		老人デイサービスセンター			○	告示	
	老人短期入所施設			○	告示		
	老人福祉センター			○	告示		
	老人介護支援センター			○	告示		
	障害者自立支援法	障害福祉サービス事業		○	告示	6.障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は 2参照	
		相談支援事業		○	告示	7.事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は 2参照	
		移動支援事業		○	告示		
		地域活動支援センター		○	告示		
		福祉ホーム		○	告示		
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示		
		手話通訳事業		○	告示		
		介助犬訓練事業		○	告示		
		聴導犬訓練事業		○	告示		
		身体障害者福祉センター		○	告示		
		補装具製作施設		○	告示		
		盲導犬訓練施設		○	告示		
		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示		
		身体障害者の更生相談事業		○	告示		
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示		
	障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設		○	告示	・精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム（8型）、精神障害者福祉工場で、平成23年度末までの政令で定める日の前日まで存続可能	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示		
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示		
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来		
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設		
	隣保事業		○	告示			
	福祉サービス利用援助事業		○	告示			
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考		
社会福祉事業以外		居宅サービス事業		訪問入浴介護	保健			
				訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）				
				訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来			
				訪問リハビリテーション				
				居宅療養管理指導				
				通所リハビリテーション				
				短期入所療養介護				
				特定施設入居者生活介護（注）	保健		（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				福祉用具貸与	保健			
				特定福祉用具販売	保健			
		居宅介護支援事業			保健			
		介護予防サービス事業		介護予防訪問入浴介護	保健			
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）				
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来			
				介護予防訪問リハビリテーション				
				介護予防居宅療養管理指導				
				介護予防通所リハビリテーション				
				介護予防短期入所療養介護				
				介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健		（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				介護予防福祉用具貸与	保健			
				特定介護予防福祉用具販売				
		介護予防支援事業			保健			
		地域密着型サービス事業		地域密着型特定施設入居者生活介護（注）		保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
		地域支援事業（注）		介護予防事業		保健	8．市町村から委託を受けて行う場合のみ可（委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。） また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法にいう包括的支援事業）） 9．定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行う必要があるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
				包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業			
					総合相談支援事業			
権利擁護事業								
包括的・継続的マネジメント事業								
任意事業								
保健福祉事業（注）			保健	8、 9 と同じ扱い				
施設サービス		介護保健施設サービス		本来				
		介護療養施設サービス						

医政指発第0330003号
平成19年3月30日

各都道府県医政主管部（局）長
各地方厚生局健康福祉部長

}

殿

厚生労働省医政局指導課長

医療法人における事業報告書等の様式について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正後の医療法による医療法人の事業報告書等の様式については、下記のとおりであるので、留意いただくとともに、貴管内医療法人に対してご指導願いたい。

なお、これに伴い、「決算の届出等について（平成7年4月20日付指第26号厚生省健康政策局指導課長通知）」及び「病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について（平成16年8月19日付医政指発第0819002号厚生労働省医政局指導課長通知）」は廃止する。

記

- 1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに第46条の4第3項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 事業報告書 | 様式 1 |
| (2) 財産目録 | 様式 2 |
| (3) 貸借対照表 | |

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

- ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に法第44条第4項の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法

の医療法人」という。)

様式 3 - 1

イ 改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、改正法による改正前の法第 56 条の規定が、当分の間、なおその効力を有することとされた医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。)

様式 3 - 2

診療所のみを開設する医療法人

ア 新法の医療法人

様式 3 - 3

イ 経過措置型医療法人

様式 3 - 4

(4) 損益計算書

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

様式 4 - 1

診療所のみを開設する医療法人

様式 4 - 2

(5) 監事監査報告書

様式 5

- 2 法第 54 条の 2 第 1 項の社会医療法人債を発行した医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については、1 にかかわらず、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年厚生労働省令第 38 号）の様式第一号、様式第二号及び様式第三号により取り扱われたいこと。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 平成○○年○○月○○日 至 平成○○年○○月○○日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人○○会

- ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) から のそれぞれの項目 (は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 ○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成○○年○○月○○日

(4) 設立登記年月日 平成○○年○○月○○日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	○ ○ ○ ○	
理 事	○ ○ ○ ○	
同	○ ○ ○ ○	
同	○ ○ ○ ○	○ ○ 病院管理者
同	○ ○ ○ ○	○ ○ 病院管理者
同	○ ○ ○ ○	○ ○ 診療所管理者
同	○ ○ ○ ○	介護老人保健施設 ○ ○ 園管理者
監 事	○ ○ ○ ○	
同	○ ○ ○ ○	
評 議 員	○ ○ ○ ○	医師 (○ ○ 医師会会長)
同	○ ○ ○ ○	経営有識者 (○ ○ 経営コンサルタント代表)
同	○ ○ ○ ○	医療を受ける者 (○ ○ 自治会長)

注) 1 . 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 . 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3 . 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市（町、村） から指定管理者 として指定を受 けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

- 注）１．地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- ２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
- ３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を 受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度決算の決定
平成〇〇年〇〇月〇〇日	定款の変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日	社員の入社及び除名
平成〇〇年〇〇月〇〇日	理事、監事の選任、辞任の承認
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇診療所開設
平成〇〇年〇〇月〇〇日	訪問看護ステーション〇〇開設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成〇〇年〇〇月〇〇日	公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
平成〇〇年〇〇月〇〇日	小児救急医療拠点病院
平成〇〇年〇〇月〇〇日	エイズ治療拠点病院

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号					
----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(平成 年 月 日現在)

1. 資 産 額	× × × 千円
2. 負 債 額	× × × 千円
3. 純 資 産 額	× × × 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	× × ×
B 固 定 資 産	× × ×
C 資 産 合 計 (A + B)	× × ×
D 負 債 合 計	× × ×
E 純 資 産 (C - D)	× × ×

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号				
----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	× × ×	流 動 負 債	× × ×
現 金 及 び 預 金	× × ×	支 払 手 形	× × ×
事 業 未 収 金	× × ×	買 掛 金	× × ×
有 価 証 券	× × ×	短 期 借 入 金	× × ×
た な 卸 資 産	× × ×	未 払 金	× × ×
前 渡 金	× × ×	未 払 費 用	× × ×
前 払 費 用	× × ×	未 払 法 人 税 等	× × ×
繰 延 税 金 資 産	× × ×	未 払 消 費 税 等	× × ×
その他の流動資産	× × ×	繰 延 税 金 負 債	× × ×
固 定 資 産	× × ×	前 受 金	× × ×
1 有 形 固 定 資 産	× × ×	預 り 金	× × ×
建 物	× × ×	前 受 収 益	× × ×
構 築 物	× × ×	〇 〇 引 当 金	× × ×
医 療 用 器 械 備 品	× × ×	その他の流動負債	× × ×
その他の器械備品	× × ×	固 定 負 債	× × ×
車 両 及 び 船 舶	× × ×	医 療 機 関 債	× × ×
土 地	× × ×	長 期 借 入 金	× × ×
建 設 仮 勘 定	× × ×	繰 延 税 金 負 債	× × ×
その他の有形固定資産	× × ×	〇 〇 引 当 金	× × ×
2 無 形 固 定 資 産	× × ×	その他の固定負債	× × ×
借 地 権	× × ×	負 債 合 計	× × ×
ソ フ ト ウ ェ ア	× × ×	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	× × ×	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	× × ×	資 本 剰 余 金	× × ×
有 価 証 券	× × ×	利 益 剰 余 金	× × ×
長 期 貸 付 金	× × ×	1 代 替 基 金	× × ×
役職員等長期貸付金	× × ×	2 そ の 他 利 益 剰 余 金	× × ×
長 期 前 払 費 用	× × ×	〇 〇 積 立 金	× × ×
繰 延 税 金 資 産	× × ×	繰 越 利 益 剰 余 金	× × ×
その他の固定資産	× × ×	評 価 ・ 換 算 差 額 等	× × ×
		その他有価証券評価差額金	× × ×
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	× × ×
		基 金	× × ×
		純 資 産 合 計	× × ×
資 産 合 計	× × ×	負 債 ・ 純 資 産 合 計	× × ×

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号				
----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	× × ×	流 動 負 債	× × ×
現 金 及 び 預 金	× × ×	支 払 手 形	× × ×
事 業 未 収 金	× × ×	買 掛 金	× × ×
有 価 証 券	× × ×	短 期 借 入 金	× × ×
た な 卸 資 産	× × ×	未 払 金	× × ×
前 渡 金	× × ×	未 払 費 用	× × ×
前 払 費 用	× × ×	未 払 法 人 税 等	× × ×
繰 延 税 金 資 産	× × ×	未 払 消 費 税 等	× × ×
その他の流動資産	× × ×	繰 延 税 金 負 債	× × ×
固 定 資 産	× × ×	前 受 金	× × ×
1 有 形 固 定 資 産	× × ×	預 り 金	× × ×
建 物	× × ×	前 受 収 益	× × ×
構 築 物	× × ×	〇 〇 引 当 金	× × ×
医 療 用 器 械 備 品	× × ×	その他の流動負債	× × ×
その他の器械備品	× × ×	固 定 負 債	× × ×
車 両 及 び 船 舶	× × ×	医 療 機 関 債	× × ×
土 地	× × ×	長 期 借 入 金	× × ×
建 設 仮 勘 定	× × ×	繰 延 税 金 負 債	× × ×
その他の有形固定資産	× × ×	〇 〇 引 当 金	× × ×
2 無 形 固 定 資 産	× × ×	その他の固定負債	× × ×
借 地 権	× × ×	負 債 合 計	× × ×
ソ フ ト ウ ェ ア	× × ×	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	× × ×	科 目	金 額
3 その他の資産	× × ×	資 本 金	× × ×
有 価 証 券	× × ×	資 本 剰 余 金	× × ×
長 期 貸 付 金	× × ×	利 益 剰 余 金	× × ×
役職員等長期貸付金	× × ×	〇 〇 積 立 金	× × ×
長 期 前 払 費 用	× × ×	繰 越 利 益 剰 余 金	× × ×
繰 延 税 金 資 産	× × ×	評価・換算差額等	× × ×
その他の固定資産	× × ×	その他有価証券評価差額金	× × ×
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	× × ×
		純 資 産 合 計	× × ×
資 産 合 計	× × ×	負 債 ・ 純 資 産 合 計	× × ×

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号					
----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	× × ×	流 動 負 債	× × ×
固 定 資 産	× × ×	固 定 負 債	× × ×
1 有 形 固 定 資 産	× × ×	負 債 合 計	× × ×
2 無 形 固 定 資 産	× × ×	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	× × ×	科 目	金 額
		資 本 剰 余 金	× × ×
		利 益 剰 余 金	× × ×
		1 代 替 基 金	× × ×
		2 その他利益剰余金	× × ×
		評価・換算差額等	× × ×
		基 金	× × ×
		純 資 産 合 計	× × ×
資 産 合 計	× × ×	負債・純資産合計	× × ×

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号					
----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	× × ×	流 動 負 債	× × ×
固 定 資 産	× × ×	固 定 負 債	× × ×
1 有 形 固 定 資 産	× × ×	負 債 合 計	× × ×
2 無 形 固 定 資 産	× × ×	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	× × ×	科 目	金 額
		資 本 金	× × ×
		資 本 剰 余 金	× × ×
		利 益 剰 余 金	× × ×
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	× × ×
		純 資 産 合 計	× × ×
資 産 合 計	× × ×	負 債 ・ 純 資 産 合 計	× × ×

様式 4 - 2

法人名 _____
所在地 _____

医療法人整理番号					
----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	× × ×
2 事 業 費 用	× × ×
本来業務事業利益	× × ×
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	× × ×
2 事 業 費 用	× × ×
附帯業務事業利益	× × ×
事 業 利 益	× × ×
事業外収益	× × ×
事業外費用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
特別利益	× × ×
特別損失	× × ×
税 引 前 当 期 純 利 益	× × ×
法 人 税 等	× × ×
当 期 純 利 益	× × ×

(注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 . 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注１）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。